

令和 8 年度潟上市ツキノワグマ管理実施計画

1 概要・目的

近年、人の生活圏へのツキノワグマ（以下「クマ」）の出没が問題となっており、その背景として、人の生活圏周辺におけるクマの定着・増加がある。人の生活圏への出没とそれに伴う人身被害を防止するため、管理強化ゾーンを設定し、捕獲を強化する。

2 捕獲活動を行う期間

本計画に基づく捕獲期間は令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 3 月 15 日までとし、捕獲区分は次のとおりとする。

(1) 春季の管理捕獲

複数人で銃器を用いた捕獲活動を行うことにより、クマへプレッシャーを与え、人への警戒心を高めるとともに、人の生活圏周辺への定着を防止する。捕獲従事者の安全を確保し、クマの足跡を追いやすいことから、見通しが効き、雪のある期間に実施することとし、次の期間を捕獲活動の対象期間とする。

対象期間：令和 8 年 3 月下旬から令和 8 年 5 月 31 日まで

(2) 有害鳥獣捕獲

人の生活圏周辺における捕獲を強化し、周辺を利用するクマを排除する。見通しを確保できない時期を含むことから、捕獲従事者の安全確保のため、箱わなによる捕獲を主とし、原則として銃器による捕獲は箱わなの見回り中にクマを発見した場合や、危険回避の場合に限るなど、捕獲従事者に対し適宜指示をする。

対象期間：令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 3 月 15 日まで

3 捕獲を強化する場所

人の生活圏への出没が特に問題となっている地域周辺の山林（管理強化ゾーン）を対象として、クマの捕獲を強化する。具体的な場所については別添図面のとおり。

4 実施主体等

潟上市農林水産振興課による捕獲とし、捕獲の目的を「管理の目的」（鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止）とする。

5 役割分担

潟上市農林水産振興課	全体管理、捕獲許可申請、出没情報収集、事業評価
潟上市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動
秋田地域振興局森づくり推進課	捕獲許可事務
県自然保護課	捕獲個体の属性調査、事業への助言・評価

6 評価指標・モニタリング

(1) 出没状況

潟上市は捕獲活動を実施する地域に隣接した人の生活圏において、クマの出没や農作物被害発生状況等の状況把握を行う

(2) 捕獲個体情報

- ・捕獲があった場合は捕獲調書を作成し、地域振興局を通じて自然保護課に提出する
- ・人の生活圏周辺を利用している個体についての基礎データを蓄積するため、捕獲従事者は下表に示す部位の採取に努める。捕獲した部位は潟上市から地域振興局を通じて自然保護課へ提出する。自然保護課は適宜分析を行い、結果を潟上市に還元するとともに、データを蓄積し各種評価に活用する。

採取部位	数量	保管方法	分析内容
体毛	一束 (毛根から引き抜いたもの 20 本以上)	常温	食性履歴
筋肉片	1cm 角程度	冷凍	DNA 分析
子宮・卵巣	一式	冷凍	繁殖状況